

日本疫学会における著作権譲渡規定について

1 投稿規定

当学会の投稿規定 (Instructions to Authors) の中に以下のように、学会誌に掲載された論文は当学会に帰属し、編集委員会の承諾なしでは公表できない趣旨の一文を学会誌の巻末に毎回掲載しています。

Accepted manuscripts become the property of the Japan Epidemiological Association and may not be published elsewhere in the same form, either in English or in any other language, without the consent of the Editorial Office.

2 採用決定後の権利移譲文書

論文掲載が決まった連絡著者に対して以下の様な様式の文書を提出して貰うようにしています。

(様式)

著作権等移譲文書

登録番号：

著者：

論文名：

すべての著者を代表し、採用された上記論文に関する著作権を含む一切の Journal of Epidemiology の権利を日本疫学会に譲渡いたします。

2004年 月 日

連絡著者氏名：

(記名+押印、または自書署名)